

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則……………（医務薬務課）	32
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	34
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課）	35
告 示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（維持管理防災課）	35
道人事委員会規則	
○地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………	35
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	35

規 則
北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則をここに公布する。 平成27年 7 月21日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第69号 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則 （趣旨）
第 1 条 この規則は、北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （北海道地方薬事審議会の意見を聴くことを要しない場合）
第 2 条 条例第 5 条第 2 項ただし書（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）道内において、条例第 5 条第 1 項の規定により指定しようとする物の使用に起因して、当該物を使用した者が、死亡した場合若しくは人を死亡させた場合又はそれらの疑いがある場合 （2）危険薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭

和35年法律第145号。次条において「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第15項の規定により指定薬物に指定された場合において、条例第 5 条第 5 項の規定により当該危険薬物の指定を解除しようとするとき。

（3） その他条例第 5 条第 2 項本文（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くことを要しない場合として北海道地方薬事審議会が定める場合（医療等の用途）

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

- 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
ア 国の機関
イ 地方公共団体及びその機関
ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関
エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- 医薬品医療機器等法第69条第 4 項若しくは第76条の 8 第 1 項又は条例第13条第 1 項に規定する試験の用途
- 医薬品医療機器等法第76条の 6 第 1 項に規定する検査の用途
- 犯罪鑑識の用途
- 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
- 疾病の治療の用途（医薬品医療機器等法第14条又は第19条の 2 の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）
- 第 1 号アからエまでに掲げる者以外の者における学術研究又は試験検査の用途（人の身体に使用する場合を除く。）
- 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途
（監視店舗の指定に係る公表事項）

第 4 条 条例第11条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 監視店舗において販売、授与、貯蔵又は陳列が行われた指定薬物又は危険薬物の名称
- 前号に規定する指定薬物又は危険薬物を含有していた物品の名称、形状及び包装
- その他知事が必要と認める事項
（収去証）

第 5 条 条例第13条第 1 項の規定による収去は、別記第 1 号様式による収去証を交付して行うものとする。
（身分証明書）

第6条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

収去証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所の所在地
- 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者 職 氏 名

所 属

備考

縦 148ミリメートル

横 105ミリメートル

別記第2号様式（第6条関係）

（表）

第 号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例
第13条第2項の規定による身分証明書

所 属

氏 名

写

年 月 日生

真

年 月 日発行

北海道知事 印

（裏）

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第13条 知事は、前3章の規定の施行に必要な限度において、指定薬物若しくは危険薬物若しくはそれらの疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又はこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくは危険薬物若しくはそれらの疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第18条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

縦 53ミリメートル

横 85ミリメートル

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「取得価額の合計額が」及び「金額の」を削り、同項第1号中「500万円」を「取得価額の合計額が500万円」に改め、同項第2号中「第6号」を「第7号」に、「500万円」を「取得価額の合計額が500万円」に改める。

第10条の見出し中「定める」の次に「施設若しくは」を加え、同条第1項を次のように改める。

条例第19条の規則で定める施設又は設備は、租税特別措置法第12条第3項（同項の表の第1号に係る部分に限る。）又は第45条第2項（同項の表の第1号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける条例第19条各号に掲げる事業（同条第4号に掲げる事業にあつては、条例第2条第4号に規定する認定半島産業振興促進計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものを販売するものに限る。第2号において同じ。）の用に供する施設又は設備であつて、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるもの（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備」という。）とする。

- (1) 条例第19条第1号又は第5号に掲げる事業 取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの
- (2) 条例第19条第2号から第4号までに掲げる事業 取得価額の合計額が500万円以上のもの

第10条第2項及び第3項中「半島振興対策実施区域特別償却設備」を「認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備」に改める。

別記第1号様式その1中「新（増）設設備を」を「新（増）設設備（施設）を」に、「一の生産設備」を「設備（施設）」に改め、同様式その1末尾欄外注1の事項中「設備を」を

「設備（施設）を」に改め、同注1(1)、(2)及び(4)の事項中「設備」の次に「（施設）」を加え、同様式その1付表のイ中「設備」の次に「（施設）」を加え、同様式その1付表のうち「生産設備」を「設備（施設）」に改め、同様式その3中「一の生産設備」を「設備（施設）」に、「新（増）設に係る生産設備又は対象施設」を「新（増）設設備」に、「生産設備又は対象施設を」を「設備（施設）又は対象施設を」に改め、同様式その3末尾欄外注1(1)及び(2)の事項中「生産設備」を「設備（施設）」に改め、同注1(4)の事項中「設備」を「設備（施設）又は対象施設」に改め、同様式その4中「一の生産設備」を「設備（施設）」に、「新（増）設に係る生産設備又は対象施設」を「新（増）設設備」に、同様式その4末尾欄外注1の事項中「生産設備」を「設備（施設）」に、「設備に」を「設備（施設）又は対象施設に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定は、平成27年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）第19条から第21条までの規定に基づくこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（附則第5項において「改正前の規則」という。）第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 平成27年4月1日以後に改正後の規則第8条第1項に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備又は改正後の規則第10条第1項に規定する認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあつては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第1号様式その1、その3又はその4の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第1号様式その1、その3及びその4の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年 7 月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第71号 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第 8 号）の一部を次のように改正する。 第 5 条第 7 項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「若しくは第 2 項」を削り、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 平成27年 7 月21日 北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知 北海道人事委員会規則13－95 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 次に掲げる規則の規定中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。 (1) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）第 7 条第 2 項第 1 号 (2) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）第 7 条第 2 項第 1 号 附 則 この規則は、公布の日から施行する。																																								
告 示	道 警 察 本 部 告 示																																								
北海道告示第529号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成27年 7 月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 浦河井寒台(2)その 2 地区急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号とを結んだ線によって囲まれた区域 <table><tr><td>郡</td><td>町</td><td>字</td><td>地番</td><td>標柱番号</td></tr><tr><td>浦河郡</td><td>浦河町</td><td>井寒台</td><td>133番 4</td><td>1</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>128番 3</td><td>2</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>132番 1</td><td>3</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>4</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>128番 3</td><td>5</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>6</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>133番 4</td><td>7</td></tr></table>	郡	町	字	地番	標柱番号	浦河郡	浦河町	井寒台	133番 4	1	同	同	同	128番 3	2	同	同	同	132番 1	3	同	同	同	同	4	同	同	同	128番 3	5	同	同	同	同	6	同	同	同	133番 4	7	北海道警察本部告示第256号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正する。 平成27年 7 月21日 北海道警察本部長 室 城 信 之 別表札幌方面千歳警察署の部新富の項中「、富士及び北陽」を「及び富士」に、「勇舞」を「北陽及び勇舞の」に改める。
郡	町	字	地番	標柱番号																																					
浦河郡	浦河町	井寒台	133番 4	1																																					
同	同	同	128番 3	2																																					
同	同	同	132番 1	3																																					
同	同	同	同	4																																					
同	同	同	128番 3	5																																					
同	同	同	同	6																																					
同	同	同	133番 4	7																																					
道 人 事 委 員 会 規 則																																									